

令和 7 年度
世田谷区専門調査員（障害者差別解消支援担当）
（会計年度任用職員） 募集要領

1 職務内容

- （１） 障害者差別について相談のあった事案の調査及び調査に関する事務処理
（公共交通機関または公用の自転車等で訪問して調査。パソコンを使用した入力・書類作成作業が含まれます。）
- （２） 調査に関し、相談者等との連絡及び調整
- （３） 障害者差別解消に向けた関係会議における協議事項に関する業務
- （４） その他、所属長が指示する事項

2 応募資格

次の（１）（２）のいずれかの要件を満たす方とします。

- （１） 社会福祉士、精神保健福祉士、保健師の資格を有する方、又はそれに準じる知識と能力を有する方で、健康かつ職務に意欲のある方
- （２） 令和 7 年 6 月末現在、障害福祉又は精神保健福祉等の相談支援あるいは援助業務の経験が通算 5 年以上ある方で、健康かつ職務に意欲のある方

※以下の地方公務員法等で選考を受けることができないとされている方は応募できません。

【地方公務員法第 16 条（欠格事由）】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣言を受けている者は受験できません（心神耗弱を原因とするもの以外）

3 勤務条件

- （１） 任用期間 令和 7 年 7 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
※勤務実績等を考慮し能力実証を行った上で、再度の任用をする制度があります。
- （２） 勤務日数
月 12 日 月曜日から金曜日（平日のみ）

- (3) 勤務時間 午前9時から午後5時15分まで
(正午から午後1時までの休憩を含む)
※原則超過勤務はありませんが、公務のために緊急の必要がある場合、
所定の勤務時間以外に超過勤務をお願いすることがあります。
- (4) 勤務場所 世田谷区役所 障害福祉部 障害施策推進課 計画担当
所在地 世田谷区世田谷4-21-27
世田谷区役所第2庁舎3階
最寄駅 東急世田谷線松陰神社前駅又は世田谷駅
各徒歩約5分
- (5) 報酬
月額166,333円
※別途期末・勤勉手当、交通費の支給があります。
- (6) 社会保険等
健康保険(東京都職員共済組合)、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。
- (7) 公務災害補償等 公務災害補償等の適用となります。
- (8) 休暇 年次有給休暇その他条例等に規定する休暇等の制度があります。
- (9) 身分 地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員(会計年度任用職員)
- (10) その他
①地方公務員法上の服務に関する規定が適用となり、これに違反した場合は懲戒処分等の対象となる場合があります。
②勤務場所は、原則敷地内禁煙です。

4 募集人数

1名

5 選考方法

書類選考(履歴書・作文)及び面接

6 選考日(面接)

令和7年6月4日(水)予定。詳細については採用選考実施通知に記載

7 採用選考実施通知及び選考結果通知の発送

- (1) 選考実施通知は、令和7年5月15日(木)に発送する予定です。
(2) 可否の結果通知は、面接終了後、令和7年6月5日(木)までに発送する予定です。(本通知をもって合格発表に代えます)

なお、令和7年6月12日(木)になっても届かない場合は、「12 問合せ先」までお問い合わせください。

8 申込方法

令和7年5月1日(木)から令和7年5月14日(水)午後5時(必着)までに、次の(1)(2)(3)(4)を郵送又は持参して下さい。

- (1) 指定の採用選考申込書兼履歴書
(2) 資格を証明する書類
(3) 作文 テーマ:「障害者差別解消に向けて必要だと考えること」
600～800字、原稿用紙はホームページ掲載のものを使用
(4) 世田谷区における勤務経歴等確認票

※「採用選考申込書兼履歴書」に事実相違があった場合は、不合格とする。

9 提出先

世田谷区役所障害福祉部障害施策推進課 区役所第2庁舎3階33番窓口
(〒154-8504世田谷区世田谷4-21-27)

応募資格または書類等に不備があった場合は、受験できないことがありますので、ご注意ください。

※ 持参の場合は、令和7年5月1日（木）から令和7年5月14日（水）の午前8時30分から午後5時まで、ただし土曜・日曜・祝日は除きます。

※ 提出いただいた書類は返却いたしません。

10 資格を証明する書類

- ・ 社会福祉士登録証、精神保健福祉士登録証又は保健師免許証（いずれも写し）
- ・ 実務経験証明書

11 個人情報の取扱いについて

世田谷区専門調査員（障害者差別解消支援担当）（会計年度任用職員）の申込みに際し、提出された「申込書兼履歴書」やその他の添付書類に記載の個人情報については、世田谷区個人情報保護条例および同施行規則に基づき適正に取り扱い、世田谷区専門調査員（障害者差別解消支援担当）（会計年度任用職員）選考および採用事務の目的を遂行するために使用します。

12 問合せ先

【世田谷区障害福祉部障害施策推進課】

電 話 03-5432-2958

所在地 世田谷区世田谷4-21-27 世田谷区役所第2庁舎3階